

公益財団法人小倉百人一首文化財団 嵯峨嵐山文華館 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、小倉百人一首文化財団（以下「財団」という。）寄附行為第36条の規程に基づき、会員制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員とは、財団の目的に賛同し、会費を納める者をいう。

2 会員は、賛助会員と友の会会員の2種類とする。

(入会)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を財団に提出し、承認を得なければならない。

2 会員には年間パスポートを発行する。年間パスポートは特別な事情がない限り再発行しない。

(会費)

第4条 会員は、次に定める会費（消費税込）を納入しなければならない。

賛助会員 年額 1口 30,000円

友の会会員 年額 1口 3,000円

2 会費は、年払いとし、定められた期日までに納入するものとする。

3 賛助会員の期間は毎年1月1日から翌年12月31日までとする。

4 友の会会員は入会の日属する月から1年間とする。

5 すでに納入した会費は、いかなる理由を問わず返還しない。

6 会費は毎事業年度における合計額の50%以下を限度として当該年度の管理費に充てるものとする。

(特典)

第5条 財団は、会員に対し必要な情報を提供するとともに、別紙に定める特典を付与するものとする。

(退会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届を財団に提出するとともに、年間パスポートを返還しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 定められた期限内に会費の納入がなかったとき。

(2) 財団の名誉を毀損し、あるいは設立趣旨に反する行為をしたとき。

(更新)

第7条 会員資格は、会費の納入をもって自動的に更新する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、そのつど理事長が定める。

(規則改定)

第9条 この規則の改定は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

(別 紙) 第3条関係

■会員特典

- 賛助会員
- ・年間パスポート3枚贈呈、提示で1枚につき1名入館無料
 - ・無料招待券30枚贈呈(1口につき)
 - ・各種催事を会員価格で優待
 - ・嵯峨嵐山文華館貸切料金30%割引
- 友の会
- ・年間パスポート提示で本人につき入館無料
 - ・各種催事を会員価格で優待